

旭川医科大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学学則の一部を改正する学則(案)

旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第10条 医学科の授業科目は、基礎教育科目、Introduction to Clinical Medicine科目（以下「ICM科目」という。）、基礎医学科目及び臨床医学科目とする。</p> <p>2 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表1に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。</p> <p>3 看護学科の授業科目は、一般基礎科目、専門基礎科目及び専門科目とする。</p> <p>4 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表2に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和4年3月31日に在学する者については、改正後の学則にかかわ</u></p>	<p>(略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第10条 医学科の授業科目は、基礎教育科目、Introduction to Clinical Medicine科目（以下「ICM科目」という。）、基礎医学科目及び臨床医学科目とする。</p> <p>2 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表1に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。</p> <p>3 看護学科の授業科目は、一般基礎科目、専門基礎科目及び専門科目とする。</p> <p>4 前項の授業科目の名称、単位数等については、別表2に定めるとおりとし、当該授業科目の履修年次は、別に定める。</p> <p>(略)</p>

らず，なお従前の例による。

**【改正理由】**

令和4年4月1日以降に医学部看護学科の入学者から適用されるカリキュラム改正に併せて規定を整備するものである。

別表1（第10条第2項関係）（略）

別表2（第10条第4項関係）

別表1（第10条第2項関係）（略）

別表2（第10条第4項関係）